

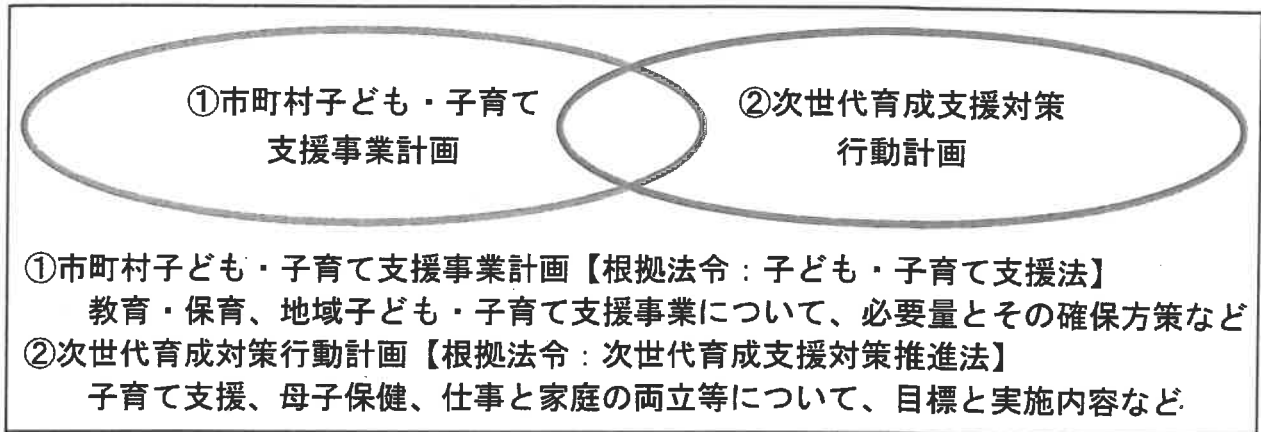
報告事項1. 習志野市子ども・子育て支援事業計画の策定について

(1) 習志野市子ども・子育て支援事業計画の位置づけ

本市における「子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法に基づく「①市町村子ども・子育て支援事業計画」と次世代育成支援対策推進法に基づく「②次世代育成支援対策行動計画」を一体とした計画としています。

また、「母子保健計画」や「放課後子ども総合プラン」を包含した計画としています。

【計画期間：平成27（2015）年度～令和元（2019）年度】



次期計画においても、「①市町村子ども・子育て支援事業計画」と「②次世代育成支援対策行動計画」を一体とした計画にします。

また、子どもに係る支援の充実に向けた制度改正等に対応し、「母子保健計画」や「新・放課後子ども総合プラン」、「子どもの貧困対策計画」を包含した計画とします。

【計画期間：令和2（2020）年度～令和6（2024）年度】

(2) 習志野市子ども・子育て支援事業計画の策定スケジュール（予定）

本年度内の策定に向けて、現在、庁内会議等において計画の骨子を作成しています。

子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て会議」や、「教育委員会会議」の意見を踏まえ、素案を作成し、改めてパブリックコメントを実施する際には、素案を報告し、福祉問題審議会のご意見を伺う予定です。

パブリックコメント終了後に作成した最終案については、福祉問題審議会に対し、諮問させていただく予定です。

	策定スケジュール	子ども・子育て会議	教育委員会会議	福祉問題審議会
8月		計画骨子		スケジュールの報告
9月	素案作成	素案の協議	素案の協議	
10月			パブコメ案の報告	パブコメ案の報告
11月	パブコメ開始	パブコメ案の報告		
12月	パブコメ終了			
1月	最終案作成	最終案の協議	最終案の協議	最終案の諮問
2月	計画案決定			
3月	計画策定			

※パブコメ（パブリックコメント）：政策を策定する過程において、事前に内容等を公表し、広く市民等に意見を求め、政策決定の参考とする手続き